

平成24年5月25日

NPO法人アサザ基金
代表理事 飯島 博様

霞ヶ浦問題協議会
会長 中川



「市民と行政の協働（新しい公共）による広域モニタリング体制と
除染対策の実施を求める要望」について（回答）

日頃の霞ヶ浦の水質浄化に向けた貴団体の取り組みにつきましては、心より敬服申し上げます。
平成24年3月10日付けの標記要望書について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 霞ヶ浦流入河川56本すべてで詳細なモニタリング調査の早急の実施を実施するよう国や県に求めること。

【回答】

環境省では、これまで2回、霞ヶ浦流入河川及び霞ヶ浦湖内で放射性物質モニタリング調査を実施しておりますが、河川及び湖内における放射性物質の監視のため引き続き調査を継続するとともに、これまで調査の対象とされていない河川についても、汚染の実態を把握するための調査を実施するよう、国・県に対し求めてまいりたいと考えております。

2. 流入河川からの霞ヶ浦への放射性物質の流入を阻止するために国や県に速やかな除染作業の実施を求めること。

【回答】

除染作業の実施については、詳細なモニタリング調査が前提となることから、まずは汚染の実態を把握するための調査を国・県に対し求めてまいります。

3. 貴協議会から流域の大学や研究機関に対して、モニタリングや除染への協力を要請してください。

4. 市民との協働（新しい公共）によるモニタリングの実施に霞ヶ浦問題協議会が参加・協力すること。

【回答】

本協議会といたしましては、国・県に求めることとしておりますモニタリング調査に対して協力してまいりたいと考えております。

また、モニタリング調査や除染への協力依頼につきましては、本協議会が流域の大学や研究機関に協力を要請できる立場にはありませんのでご理解いただきたいと存じます。